

(運営に関する基準)

第四十八条 第四條第一項及び前節(第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十七條、第三十二條及び第四十三條を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八條第一項において準用する第三十一条」と、第二十三條第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八條第一項において準用する次条第二項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十八條第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五條第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八條第一項において準用する次条第一項」と、第二十六條第一項中「第五條第二項」とあるのは「第四十八條第十四條第三項」と、第三十條第三項中「第二十六條」とあるのは「第四十八條第一項において準用する第二十六條」と、第三十一条中「第三十五條」とあるのは「第四十八條第一項において準用する第三十五條」と読み替えるものとする。

2 第四條第二項及び第三項並びに前節(第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十七條、第三十二條及び第四十三條を除く。)並びに第四十四條から前条までの規定は、重度訪問介護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八條第二項において準用する第三十一条」と、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八條第二項において準用する次条第二項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十八條第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五條第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八條第二項において準用する次条第一項」と、第二十六條第一項中「第五條第二項」とあるのは「第四十八條第三項」と、第三十條第一項中「第二十六條」とあるのは「第四十八條第二項において準用する第二十六條」と、第三十一条中「第三十五條」とあるのは「第四十八條第二項において準用する第三十五條」と、第四十七條第一項第二号中「第四十四條第三項」とあるのは「第四十八條第二項において準用する第四十四條第三項」と、第四十七條第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八條第二項」と読み替えるものとする。

第三章 療養介護

第一節 基本方針

第四十九條 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)(第二条の二に規定する者)に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五十條 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)(当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)(に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。)

- 一 医師 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五條第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
- 二 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。) 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上
- 三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上

ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

四 サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 指定療養介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第一項に規定する指定療養介護事業所の従業者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)(は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

5 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(管理者)

第五十一條 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第五十二條 指定療養介護事業所は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(契約支給量の報告等)

第五十三條 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)(を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

(利用者負担額等の受領)

第五十四條 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十條第二項において準用する法第五十八條第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの